

Basic

企業向け人権情報誌 ベーシック

vol. 62
2013.9

特集1

P2 障害者雇用の推進

特集2

P4 「総合労働相談コーナー」職場のトラブル解決サポート

我ら、企業市民 38

P6 学校法人 大和学園

我ら、企業市民 39

P8 有限会社グラン・ブルー



講座開催のご案内

参加費無料

京都市主催 平成25年度

企業向け人権啓発講座 (第4~7回を実施します。)

第7回

講演及び
事例発表

人は経営の礎!「我が社でできる」
ワーク・ライフ・バランスのすすめ
「自社に合った取組を見つけ、
誰もがいきいきと働ける職場に」

日時

平成25年12月13日(金) 14時~16時30分

場所

ウィングス京都 セミナー室(2階)
(中京区東洞院六角下る東側)

講師

横山 真衣 (株式会社ワーク・ライフ・バランス)

事例発表

「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業から
西光 正至
(株式会社京都リビング新聞社 代表取締役)

内容

個々の企業の特徴に寄り添ったコンサルティングで実績が厚い講師からの講演と先進的に取り組んでいる企業からの事例発表を通じて、自社に合ったワーク・ライフ・バランスの導入方法について学びます。

定員

70名 (先着順)

申込期間

平成25年8月20日(火)~12月6日(金)
(中小企業庁委託事業)

※対象は、京都市内に事業所を持つ企業等の経営者層、総務・人事責任者、人権研修推進者等です。
※詳細につきましては、京都市のホームページをご覧ください。(左記「申込方法」参照)
※「企業向け人権啓発講座」の講演録等をホームページにて公開していますので、ご利用ください。

申込方法

「ホームページ」から入手した申込書に必要事項を記入のうえ、FAXで申し込んでください。

FAX: 366-0139 (お問合せ: 366-0322)

アクセス方法

「京都市トップページ」<http://www.city.kyoto.lg.jp/>又は
右記名称で検索▼画面上部「暮らしの情報」▼画面左下部「人権
▼企業啓発」▼「企業向け人権啓発講座」をご覧ください。

※手話通訳・要約筆記を必要とされる方は事前にお申し込みください。
※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。自家用車での来場を必要とされる方は、京都市人権文化推進課まで事前にお問い合わせください。
※定員を超えた場合は、その旨をホームページに掲載し受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

◆個人情報の取扱いについて

いただいた個人情報は、京都市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないとともに厳重に管理します。

人権啓発サポート制度

市民の皆さんや会社などのグループで、人権に関する研修を行われる際に、実施方法やテーマ選定の相談、講師の派遣、DVD・ビデオやパネルの貸出し、資料提供などを行っております。京都市文化市民生活部人権文化推進課
(☎366-0322)まで、お気軽にご相談ください。

人権の尊重とは、「一人一人の能力を十分に発揮できる環境を作ること」です。
学び、考え、深めて、日常につなげましょう。

企業向け人権情報誌ベーシック vol.62 (平成25年8月20日発行)

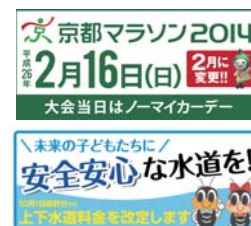
発行: 京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル3階

TEL 075-366-0322 FAX 075-366-0139

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0.html>

この冊子はホームページでもご覧いただけます。また市役所庁舎案内所、区役所・支所地域力推進室ほかで配布しています。



時を超えて美しく
ひと輝く 歴史都市・京都

京都市印刷物第253065号

【国での動き】

平成25年4月1日から、民間企業での障害者の法定雇用率が2.0%に引き上げられました。

障害者の法定雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律等により定められているもので、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けるものです。

今回、民間企業においては、障害のある方を雇用しなければならない事業主の範囲も、従業員56人以上から50人以上に変わりました。

さらに、平成25年6月19日の同法の改正により、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることとなり、精神障害者も雇用義務の対象となることが決まりました（施行期日は平成30年4月1日から）。

【京都市の取組】

障害のある方もない方も共に生活していくことのできる社会の実現には、

お互いに多様な個性、価値観や生活のスタイルを認め合い、支え合って生活する気持ちを持つことが必要です。

障害者の数は、厚生労働省の発表によると、全国で741.1万人（身体障害者数366.3万人、知的障害者数54.7万人、精神障害者数320.1万人）で、国民の約6%に相当します。一方で、全国の障害者雇用率は、平成24年6月1日現在で、1.69%となっています。

京都市では、「支えあつまち・京都ほほえみプラン」において、「障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」ことを基本方針として、「お互いに認め合い支え合ってくらしまちづくり」、「自立した地域生活の促進」、「障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実」、「生きがいをもつて働くことができる社会づくり」、「生活しやすい社会環境の整備」の5つの施策目標を定め、取組を進めています。

ここからは、現在、京都市で企業向けに取り組んでいる事業を紹介いたします。

京都市障害者就労支援プロモート事業

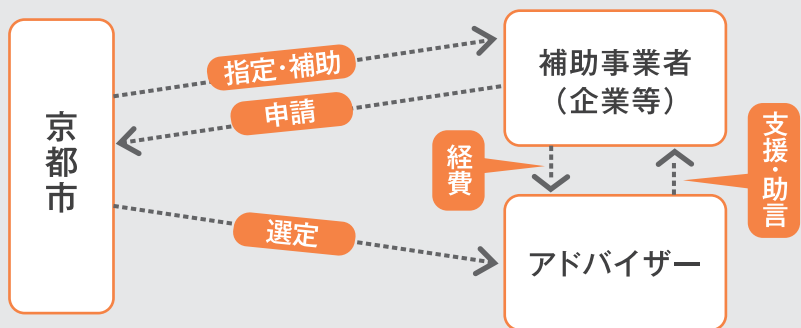
障害者雇用をこれから始めようとしている企業、既に障害のある方を雇用しているが、更に職域を拡大しようとしている企業、より効果的な雇用管理の在り方を検討している企業などの人事担当者を対象として、障害者雇用企業見学会を開催し、企業における障害者雇用の拡大及び職域の開発手法等に関する情報収集や考えるきっかけづくりを行っています。また、参加企業同士の交流が深まり、障害者雇用への理解が促進されるよう取組を進めています。

平成25年度は、第1回目の企業見学会を7月26日に、株式会社エスコアハーツ（株式会社ノーリツの特例子会社）で開催しました。今後も、不定期に開催する予定です。

京都市障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業

障害者雇用に意欲があり、具体的に雇用を進めるに当たり、障害のある方が働ける職域の設計や特例子会社設立等のノウハウを必要としている企業等に対して、障害者雇用促進アドバイザーの派遣等に関する費用助成を行う

アドバイザー派遣等支援事業の流れ（イメージ図）



事業です。

平成24年度は、株式会社アイタイコンサルティング、有限会社ささの館の2事業者を補助事業者に指定し、障害者雇用拡大の取組を支援しました。

平成25年度は、この費用助成事業に加えて、障害者雇用のための連続研究会を開催する予定です。

アドバイザー派遣等支援事業を利用した企業へのインタビュー

Q. 障害のある方の雇用に興味を持たれたきっかけは？

A. 京都市に障害者雇用に向けた実習※1に関する相談をしたのがきっかけです。

Q. 雇用された方はどのような仕事をされていますか？

A. 現在2名を雇用しています。1名の方は、事務所内の入力作業や資料作成・お茶くみなど、もう1名の方は、資料の取りまとめ作業や受注業務全般をパソコンで対応する仕事をしております。

Q. 実際に雇用されてみて感じられたことはありますか？

A. 全てがご縁だと思います。その中で、健常者と障害者が同じ感覚で業務に励んでくれていると感じています。今では、障害のある方に実習の窓口を務めてもらっています。雇用においては、その方の特徴（障害内容や性格など）を知ることが重要だと思います。できること、できないことの見極めができればと思います。

Q. アドバイザーから受けた支援内容はどのようなものでしたか？ またその効果は？

A. 採用に関してはもちろんですが、雇用に関してだけでなく、実習の在り方や雇用してからのフォロー、助成金の申請の仕方などご指導いただきました。※アドバイザー：株式会社u&n[ニッセンの特例子会社※2] 効果としては、実習を徹底的に活用する中で、採用についてちゅうちょするようなことに対して適切なアドバイスを頂けたことにより、雇用につなげることができたことです。また、アドバイザー派遣制度による助成金で障害のある方に使用していただくパソコン等の購入など、雇用に関して障害のある方を受け入れる環境づくりができたことも大きかったと思います。

Q. 今後の展望とこれから障害のある方の雇用を始めようとされる企業、迷っておられる企業へ一言

A. さらに実習を重ねたいと思います。その中で、弊社業務についていただける方はもちろんですが、弊社とのパートナー企業様にも障害者雇用が前向きにできるようにご提案していきたいと考えています。自分を知り相手を知ることにより接点は必ず生まれると思います。



株式会社
アイタイコンサルティング
代表取締役 西村 和人さん

障害者雇用に関する支援機関

◆ 京都障害者職業相談室

ハローワークの窓口です。障害のある方の職業の紹介・就職後の職場の問題などについて相談を行っています。

〒600-8235 下京区西洞院通
塩小路下る東油小路町803
ハローワーク京都七条4階
☎ 341-2626

◆ 京都障害者職業センター

職業準備訓練、職業評価を行っています。また、ジョブコーチ派遣やリワーク支援を行っています。

〒600-8235 下京区西洞院通
塩小路下る東油小路町803
☎ 341-2666

◆ 京都ジョブパークはあとふるコーナー

障害のある方一人一人の能力、特性に合わせた目標（プログラム）づくりを行い支援します。

〒601-8047 南区東九条下殿田町70
京都テルサ西館3階 京都ジョブパーク内
☎ 682-8029

◆ 京都市こころの健康増進センター デイ・ケア

こころの健康についての相談や援助、精神疾患による障害のある方の社会参加の促進などに取り組んでいます。

〒604-8845 中京区壬生東高田町1-15
☎ 314-0510

◆ 京都障害者就業・生活支援センター

関係機関と連携しながら、障害のある方への就業及びそれに伴う生活に対する助言、職業訓練のあっせんなどを行います。

〒606-0846 左京区下鴨北野々神町26番地
☎ 702-3725

◆ 京都市発達障害者支援センター「かがやき」

発達障害のある方とご家族が安心して地域で生活できるように支援します。

〒602-8144 上京区丸太町通
黒門東入藁屋町536-1
☎ 841-0375

障害者雇用に関する助成金の相談窓口

管轄のハローワーク[ハローワーク西陣（☎ 451-8609）、ハローワーク京都七条（☎ 341-8609）、ハローワーク伏見（☎ 602-8609）]／京都高齢・障害者雇用支援センター（☎ 254-7166）

第20回障害のある市民の雇用フォーラム（第6回企業向け人権啓発講座）開催のお知らせ

平成25年11月13日（水） 京都市総合教育センター 詳しくは、11ページをご覧ください。是非ともご参加ください。

※1 実習とは… 障害のある方が、実際の企業（職場）で就業体験する取組です。企業にとっては、障害者雇用に向けて、障害の理解や雇用管理のヒントなどが得られる機会になったり、実際の雇用前に職業能力や個性、特性などを見極める場となります。
※2 特例子会社とは… 企業が障害者雇用の際に設立する特別の配慮をした子会社のことです。要件を満たし認定を受けた場合、この子会社の労働者（障害者）を親会社の労働者とみなし、親会社が雇用する労働者数（障害者雇用数）に加えることができます。

総合労働相談コーナー 職場のトラブル解決サポート

職場のトラブルを解決していくため、親身になって相談、助言・指導やあっせんまでしてくれる制度があります。しかも無料で利用できます。その担当部署が各都道府県にある厚生労働省の労働局です。京都市中京区の京都労働局を訪ね、総務部企画室の奥村誠治室長と田中淳史、谷口正芳両室長補佐に制度の利用について聞きました。



京都労働局の明るいエントランス



▲「職場の悩みをクリアにしよう」と谷口室長補佐



▲「働く人々の安心、安全、安定を目指します」と田中室長補佐



▲京都労働局総務部企画室の奥村室長



1階の階段を上がると総合労働相談コーナーの窓口



ロビーや個室で相談員による対応が受けられる

無料で相談・指導も

近年、職場では解雇、雇い止め、賃下げ、いじめなど様々な個別的なトラブルが増えています。そこでこれらのトラブルを簡易かつ迅速に解決するために平成13年10月から「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行され、労働局で対応しています。

制度としては三つあり、一つ目は総合労働相談コーナーでの情報提供・相談で、労働問題に関することなら何でも受け付けます。二つ目は申出があれば都道府県労働局長による助言・指導をします。行政指導とは違い、紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示して当事者の自主的な解決を促します。三つ目は弁護士や大学教授、社会保険労務士などの専門家が入り、紛争の当事者双方が和解を行うためのあっせんを開催します。

もう少し具体的に言いますと、相談があれば、労働問題に詳しい専門職員が話をじっくり聴き、相談のケースに対応する関係法令、判例などの情報や資料の提供、助言・指導やあっせんに関する資料の提供を行います。また労働基準監督署やハローワークなど、他の機関が扱った方が適当と認められるケースについては取次ぎをします。

もちろん、これらの制度は労働者だけでなく事業主の方々も利用することができます。相談は電話でも、匿名でも受け付け

早い段階で解決できたと感謝の意が伝えられました。また、あっせんして解決した整理解雇のケースでは、解決金を払うことで合意が成立し、労働者は定の区切りを付けることができ、事業主の方々は裁判に突入するリスクが避けられました。

職場のトラブルをなくしていくには、今問題が表面化していなくても、企業として未然に防ぐための対策をどう立ていくかです。職場で気になることや、ちよとしたトラブルがあれば、労働者はもちろん事業主の方々も私たちに相談してください。トラブルを解決し、より良い職場環境を構築していくための道しるべになれるよう取り組んでいます。

裁判回避、解決のケースも

私どもは守秘義務が課せられているので個別のケースについては話すことができないのですが、相談で紛争が未然に防げたケースや助言・指導やあっせんによって、紛争状態になつているものが、裁判に至らずに解決したケースは多数あります。労働者や事業主から感謝の声も寄せられています。入社条件を無視した配置転換を命じられた労働者の申出を受け、労働局長が事業主の方々へ助言・指導を行ったところ、事業主は当該労働者の元の職場への復帰を認め、事業主からも、労使紛争になる前の

は非常に心配です。放置しておけば自殺に追い込まれかねないからです。上司に相談するよう、上司が駄目なら、別の責任ある上司に改善を求めたりするようアドバイスします。本人にとっては勇気の要ること

で、事はそう簡単には運びませんが、何とか今の状況を克服するための手立てを相談のケースごとに示すようにしています。

いじめや嫌がらせの問題はとかく企業ではなく個人の責任にされがちです。しかし、なくしていくには、いじめや嫌がらせを絶対に許さない企業風土を作っていくことが大事だと思います。それにはトップが決意を示し、社員全員に意識させ、職場の中で一人一人が常に自己点検するぐらいに、企業全体で取り組んでいかなければならないと思います。

京都府内の相談件数は約3万件ありました。このうち労働基準法などの法令違反を伴わない民事上の個別的な相談は約7千件。一番多かったのがパワハラを含め「いじめ・嫌がらせ」に関するものです。非常にプライバシーに関わる微妙なケースもあるため、昨年度からは「困難事案担当総合労働相談員」を設けて多角的に対応する体制を取っています。

職場で仲間はずれ、上司が暴言を吐く、仕事を必要以上に押し付けられる、人権を無視した扱いを平気でする。部下から上司への嫌がらせやいじめもあります。これらの問題は深刻です。

上司や同僚からいじめられることで精神的に不安定になるばかりでなく、精神疾患になつている人が見受けられること

しています。ただし当事者でない第三者は助言・指導の申出やあっせんの申請ができません。裁判などに発展する前に、これらの制度を利用されることで問題点が明らかになり、解決までの時間も節約できますし、しかも無料です。総合労働相談コーナーは京都府内の7労働基準監督署内と京都労働局内、京都駅前の日本生命京都三哲ビル内の計9箇所にあります。まずは相談してみてください。相談内容は秘密厳守されます。詳しくは、こちらをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaketu/index.html>)

いじめ・嫌がらせ増加傾向

昨年度の京都府内の相談件数は約3万件ありました。このうち労働基準法などの法令違反を伴わない民事上の個別的な相談は約7千件。一番多かったのがパワハラを含め「いじめ・嫌がらせ」に関するものです。非常にプライバシーに関わる微妙なケースもあるため、昨年度からは「困難事案担当総合労働相談員」を設けて多角的に対応する体制を取っています。

職場で仲間はずれ、上司が暴言を吐く、仕事を必要以上に押し付けられる、人権を無視した扱いを平気でする。部下から上司への嫌がらせやいじめもあります。これらの問題は深刻です。

上司や同僚からいじめられることで精神的に不安定になるばかりでなく、精神疾患になつている人が見受けられること

しています。ただし当事者でない第三者は助言・指導の申出やあっせんの申請ができません。裁判などに発展する前に、これらの制度を利用されることで問題点が明らかになり、解決までの時間も節約できますし、しかも無料です。総合労働相談コーナーは京都府内の7労働基準監督署内と京都労働局内、京都駅前の日本生命京都三哲ビル内の計9箇所にあります。まずは相談してみてください。相談内容は秘密厳守されます。詳しくは、こちらをご覧ください。

京都市内の総合労働相談コーナー

京都労働局
〒604-0846 中京区南替町通御池上ル金吹町451
☎ 241-3221

京都上総合労働相談コーナー
〒604-8467 中京区西ノ京大炊御門町19-19 京都上労働基準監督署内
☎ 462-5112

京都南総合労働相談コーナー
〒612-8108 京都市伏見区奉行前町6
☎ 601-8322

※ いずれも時間は9時～17時、休みは土日祝日及び年末年始です。
上記のコーナーには女性相談員もいます。

京都駅前総合労働相談コーナー
〒600-8216 下京区西洞院通塩小路上ル東塩小路町608-9(下京区役所東隣)
日本生命京都三哲ビル8階
フリーダイヤル 0120-829-100
※ 京都府内限定 ☎ 342-3553

京都下総合労働相談コーナー
〒600-8007 下京区四条通東洞院東入ル立売西町60 日本生命四條ビル5階 京都下労働基準監督署内
☎ 254-3196



▲「人が幸せであることが一番大切」と理事長

「少子高齢化が進む中でも社会が持続可能な発展をしていくためには、他人の幸せや喜びを自分のことのように感じ、明日の仕事の原動力に転換できる人を育て、おもてなしの心を社会の中で循環させる取組が必要ではないかと考えています。その役割を教育機関として果たしたいのです」と田中理事長。

小学生対象のイベントもあるSR活動

「リテイ」のビジョンを打ち出され、その具現化のため策定された長期経営目標と中期経営計画の中で、重要なテーマの一つにされているのがSR（社会的責任）活動の推進です。



SR活動の柱である食育推進活動「洛中小学校 食育講習会」の様子

「繰り返しになりますが、成功の鍵を握るのはやはり人です。教職員や学生が、働き、学ぶことに愛着と誇りと自負を持って取り組める環境がなくてはなりません。個々の幸福度を上げること。それは学園の使命でもあります」と田中理事長は力説します。女性の積極的な採用と登用、仕事と家庭生活の両立支援、男女が共に働きやすい職場づくりに取り組まれ、

まずは個々の幸福度を上げたい

おせち料理などの講習会の開催や京料理展示大会の支援、小学生対象の食育イベントを開き、「子どもと料理」「京都と人」「食といのち」をつなげる手伝いをしているそうです。「地域・業界貢献」では日本料理アカデミーやフランス料理文化センター、関西食文化研究会などの団体の運営に協力して料理界のレベルアップに努めているほか、祇園祭観賞会&賞味会を毎年開き、伝統文化の継承と発展に寄与。また高齢者福祉施設の訪問やインターンシップ生の受入れ、地域のスポーツ振興などの活動を行っているそうです。環境保全への取組にも力を入れ、学園全体での省エネ推進活動、廃棄物の削減、エコカー、LEDの導入、京都市の緑化推進運動への協力をしています。また、こうした活動が日々の業務の中で着実に実施されているかを第三者機関に検証してもらう仕組みも構築されています。

「当学園は料理を作る職業人を養成することからスタートしています。料理人は相手の立場に立つて、おもてなしの心で料理をしなくてはなりません。相手を幸せにする。そのためには自分自身が幸せを感じられなければなりません。小さくても一つでも多く幸せをすることで社会はきっと良くなる。自分の幸せから相手の幸せに、そして地域の幸せに広がっていくはずですよ」と田中理事長は締めくくりました。

2010年には京都市の「きょうと男女共同参画推進宣言」登録事業者京都市長賞を受賞されました。健康で働いてもらうための健診の徹底はもちろん、定時退勤を促す「5時ビタ」運動の推進、育児休業制度の充実、小学校就学までの育児支援手当の支給、ハラスメントを未然に防止するハラスメントポリシーの施行など、「快適で明るい、働きやすい職場づくり」を進めておられます。

教職員ばかりではありません。学生には確かな技術とホスピタリティマインドを身に付けてもらうために、専門学校では実習を多く取り入れ、着実に即戦力となるきめ細かい指導を行うほか、個々の相談にも親身になって、学生の満足度を高めているそうです。京都の地で、また大和学園で学ぶことへの誇りと自信を持ってもらい、卒業後も個性を尊重し、互いの成長を楽しめるような関係を保って、人の和を広げてもらうよう努めているとのことですよ。

我ら、企業市民

38 学校法人 大和学園
の場合

SR（社会的責任）活動推進を柱におもてなしの心で幸せの輪

栄養、調理、製菓、ホテルなどの分野の専門学校を運営する学校法人 大和学園。 「人の和」を広げて人を幸せにする理念を持ち、自らの社会的責任を形にしていくとともに、積極的に教職員らの幸福度を上げる努力もしています。京都市中京区にある大和学園で理事長の田中誠二さんにお聞きしました。

世界に目を向けて教育

大和学園は1931年の創立以来、即戦力として社会で活躍できるホスピタリティ分野のスペシャリストを養成しています。現在は京都栄養医療専門学校、京都調理師専門学校、京都製菓技術専門学校、キャリアエールホテル旅行専門学校を運営。また、生涯学習のための多様な講座を開くほか、コンサルティングや企業・大学研修、通信教育、出版・映像・メディアなどの産業支援活動を展開しています。学生は約2100人で、教職員は常勤244人、非常勤教職員151人が働いています。一般の人を対象にした生涯学習講座は年間約1万人が受講しています。

創設の理念である建学の精神は「人の和の広がり」を大きくし、もって人類の福祉増進に寄与する」です。田中理事長は「人の和を広げ、和やかな人の交わりを地域に広げていくことで社会に貢献していくという考えです。組織も地域も動かすのは人であつて、人の交わりの中で、未来の活力が生まれてきます」と説明。また、「広く世界に目を向けた職業と実生活に必要な教育を通じて、生涯学習社会の一翼を担い、豊かな社会と文化の創造に貢献する」という学園の使命を掲げておられます。

そして、これらの学園理念を原点に、日本の職業教育・生涯教育を先導し、世界に開いていく「アカデミー・オブ・ホスピタ

▼SR推進委員の皆さん



▼学校法人 大和学園の
キャリアエールホテル旅行専門学校



▲高齢者福祉施設に訪問し、お菓子をを通して幸せを共有

我ら、 企業市民

39 有限会社グラン・ブルー
の場合

やり遂げた、さらに進める 障害者雇用や子育て支援

誰もが安心して暮らしていける地域社会を目指して、障害者が共に働ける職場作りや、子育て支援に積極的に取り組んでいる有限会社グラン・ブルー。
京都市中京区の本社を訪ねて
社長の石井雄一郎さんに、経営理念や企業活動について話を伺いました。



菓子工房でのグラン・ブルーと京のちからの皆さん

誰もが自立して働ける場を

グラン・ブルーは、平成8年、熱帯魚の水槽設計とメンテナンスを行う会社として創業されました。平成21年4月、石井社長が所属していた京都中小企業家同友会の会合で就労支援事業所の所長と知り合い、障害のある方の受入れを頼まれたのが雇用を始めるきっかけだったそうです。

最初に受け入れたのは30代の精神障害のある男性でした。初めは1、2時間働くのが精一杯の状態でしたが、休んでは続けることで、1箇月たつ頃には1日5時間ぐらい働けるようになりました。3箇月後には接客もできるようになり、その方を正規雇用したそうです。その後も、就労や実習の希望者が増え、二人でも多くの人が自立して働ける場を確保したいという思いで、京都の野菜を使ったクッキーや南丹市美山町の地鶏のたまごを使ったロールケーキを作る工房を立ち上げていきました。

しかし、障害のある方の雇用を増やししながら、会社を維持するには、生産性と経費というハードルを乗り越える必要があります。京都市のセミナーへの参加や専門家からのアドバイスを受け、平成23年に就労継続支援A型事業所*の認可を受けた別会社「株式会社京のちから」を設立されました。

その事業所は、中京区と京丹波町の2箇所があります。中京区では建物構造か

士や親子の交流の場として地域で活用されているとのことでした。

グラン・ブルーは地域社会で人々が集い、そして楽しく生きていく場を提供しているように思えます。それもそのはず。経営理念は「私たちは、笑顔と安らぎに満ちた生活空間を創造する企業」とうたい、▽「潤空間」の創造を通して、癒やしと安らぎの生活空間を届ける▽自然の恵みに感謝し、自然の素晴らしさを分かち合える企業を目指す▽京都の企業として、地域の魅力を発信し地域と共に育つ企業を目指す―となっています。

石井社長は「親が安心して子どもの将来を委ねることができる地域社会を作ることが使命と考えています。それは地域に根差す小さい会社の手をつないでやっていけば、できるはずです」と気負いなく話しています。

※ 障害者総合支援法に基づき認可を受けた事業所



▲「みんなが安心して働ける職場を作っていきたい」と石井雄一郎社長

ら知的障害、精神障害のある人を雇用され、喫茶業務・調理補助、菓子工房での菓子製造・店頭販売、事務補助、出店販売など働いておられます。また京丹波町では、段差等がない職場なので、身体障害のある人も採用され、そば店での接客や調理業務、産直館での接客・商品管理、自家農園での農作業などに就いておられます。グラン・ブルーと京のちから社員 45人のうち34人が障害のある方です。

京都の魅力を発信する

「私自身、ずっと障害のある人に接したことはなかったのですが、実際に接してみると個々の特徴や性格を理解して対応すれば、仕事には問題のないことに気付かされました。それどころか、1箇月、2箇月と経験を積むと、彼らの伸びしろの大きさを実感してきます」と石井社長。健常者の社員もその点を理解して指導や助言を行い、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ社員も配置し、安心して働ける職場になっているといいます。地域の人たちも実際に接する機会が増えるにしたがつて、障害のある方々への理解を深めていくそうなんです。

そこで情熱を燃やすことについて石井社長は「3歳の頃、熱湯が掛かって左肩がケロイド状になりました。当初は友達から変な目でみられましたが、だんだんこれが石井君やと受け入れてくれるようになり



▲ 京都の材料をいかした手作りのお菓子



▲ お母さんと子どもが集える場が評判に
店頭で美山の野菜を販売する社員▶



講座開催のご案内
参加費無料

京都市主催 平成25年度 企業向け人権啓発講座 (第4～7回を実施します。)

第4回 講演

インターネット社会に おける企業と人権

日時 平成25年9月17日(火)
14時30分～16時30分

場所 伏見区役所大会議室(4階)
(伏見区鷹匠町39番地2)

講師 牧野 二郎
(牧野総合法律事務所
弁護士法人 所長 弁護士)

内容 情報社会において企業がより
高い信頼を獲得し、より効果
的に活動するために、イン
ターネットと人権に関する最
新の動向と課題、適切な対策
の実施方法を解説します。

定員 160名(先着順)

申込期間 平成25年8月20日(火)
～9月13日(金)

共催 伏見区人権啓発推進協議会
(中小企業庁委託事業)

第5回 研修会

京都市も構成機関である 「京都人権啓発行政連絡協議会」主催 平成25年度人権研修会

日時 平成25年10月21日(月)
14時～16時20分

場所 京都テルサホール
(南区東九条下殿田町70番地)

講演1 「労働相談からみえる職場の問題」
講師 大湾 みどり(人権擁護委員)

講演2 「職場内トラブルと企業リスク」
講師 辻 孝司(弁護士)

内容 セクハラ・パハラ、職場内のいじめといった
職場内で発生する問題による企業のリスクを
紹介し、未然に回避する方法と、発生した場合
の対応について学びます。

定員 400名(先着順)

申込期間 平成25年8月20日(火)
～10月15日(火)

第6回 フォーラム

京都市も構成団体である「巣立ちネットワーク」主催 第20回 障害のある市民の 雇用フォーラム

日時 平成25年11月13日(水) 13時30分～17時

場所 京都市総合教育センター
(下京区河原町通仏光寺西入)

内容 支援学校卒業継続就労者の表彰、
雇用企業への感謝状贈呈式及び
支援学校の企業就職に向けた取組等の発表

分科会 全体会に続き、3つの分科会に
分かれて参加します。

①企業就労に向けた人材育成の取組
白岩 忠道(株式会社パソナハートフル取締役管理統括部長)

②障害者雇用と雇用継続を支援する相談機関の役割について
(ハローワーク京都七条京都障害者職業相談室)

③企業・支援学校卒業生・在校生から「就労について」
日本新薬株式会社、京都市立白河総合支援学校卒業生、
京都市立鳴滝総合支援学校在校生

定員 50名(先着順)

申込期間 平成25年8月20日(火)
～11月7日(木)

共催 (中小企業庁委託事業)

申込方法は、
次ページを
ご覧ください

「人権」ほんとと「写真」
を募集しています！

人権の大切さを感じられる
心温まる写真を、ほんとと
メッセージを添えてお寄せください。



平成24年度ほんと賞「じいと孫の絵本タイム」 鈴木文代さん

「四字熟語人権マンガ」
を募集しています！

職場や家庭の中で、「何かおかしいな」と
気付いたことや「こんな風に」「一人を大切に
したいな」と思ったことなどをマンガと
四字熟語(故事成語・創作した熟語いずれも可)
で表現した作品をお寄せください。



平成24年度京都市長賞「一席二笑」 都竹重二さん

平成25年度
「京都障害者ワークフェア」を
開催します

日時 平成25年9月12日(木)
13時30分～16時30分

会場 京都ホテルオークラ
3階 翠雲の間

内容 第1部(13時30分～)
障害者雇用優良事業所、
優良勤労者・永年勤続
障害者等の表彰式

第2部(15時～)
雇用促進セミナー

主催 京都労働局ハローワーク、
京都府、京都市、
(独)京都障害者職業センター、
京都府高齢・障害者雇用支援協会

参加 自由(ただし、定員250名)

問合せ先 京都府高齢・障害者雇用
支援協会
TEL: 681-5255



平成24年度「京都障害者ワークフェア」

応募資格 不問

作品規格 JPEG形式のデジタル写真(画質500万画素以上)。
データでの提出に限ります。
*組写真は不可。フィルムをスキャナー処理した写真、画像加工した作品は可

応募方法 Eメール(容量10MB以下)又はCD-Rの郵送、持参。ま
た、作品と一緒に①作品タイトル、②作品にこめるメッセージ
(100字程度)、③住所、④氏名、⑤年齢、⑥電話番号、⑦
本事業を知ったきっかけを記載したものを添付してください。

募集締切日 平成26年1月31日(金) (当日消印有効)

賞 ほんと賞(賞金2万円)ほか

応募先 〒604-8571(住所記入不要)
京都市人権文化推進課「人権」ほんとと「写真」担当
Eメール: jinken@city.kyoto.jp

注意事項 応募作品は、未発表のものに限り、他のコンテスト等への重複投稿は認
めません。作品の著作権等は京都市に帰属し、人権啓発の目的で広報等
に使用しますので、被写体等の肖像権等については、応募者の責任にお
いて被写体等に撮影、公開及び使用の承諾を得てください。
●その他詳しくは、人権文化推進課ホームページをご覧ください。か
左記までお問い合わせください。

問合せ先 京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課
TEL: 366-0322 FAX: 366-0139
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu/category/19-3-4-0-0-0-0-0-0.html>

申込先 <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu/category/19-3-4-0-0-0-0-0-0.html>

応募資格 不問

作品規格 A4サイズ1枚
(画材、コマ数、表現方法は自由。
ただし、レリーフや立体、裏面使用は不可)

応募方法 作品裏面(FAXの場合は、別紙で添付可)に、①作品タイ
トル、②作品コメント(作品の簡単な説明)、③住所、④氏
名、⑤年齢、⑥電話番号、⑦メールアドレス、⑧本事業を
知ったきっかけを記載のうえ、提出してください。

募集締切日 平成25年10月31日(木) (当日消印有効)

賞 京都市長賞(賞状及び賞金5万円)ほか

応募先 〒604-8571(住所記入不要)
京都市人権文化推進課「四字熟語人権マンガ」担当
FAX: 366-0139

注意事項 応募は、コピーやFAXでも可。ただし、入賞時は原画の提出が必要で
入賞(2部)は、表彰式(平成26年2月中旬予定)への
出席(代理可)が条件となります。
●その他詳しくは、人権文化推進課ホームページをご覧ください。か
左記までお問い合わせください。

問合せ先 京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課
TEL: 366-0322 FAX: 366-0139
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu/category/19-3-4-0-0-0-0-0-0.html>

申込先 <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu/category/19-3-4-0-0-0-0-0-0.html>